

後期高齢者医療(長寿医療)のお知らせ

平成22・23年度の保険料率が決まりました。

後期高齢者医療制度では保険料率は2年ごとに見直しがされます。平成22年度は見直しの時期にあたりますので、平成22年度・23年度の保険料率が次のとおり改定されました。

- 均等割額 **45,562円**
- 所得割率 **8.33%**



◆ 保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して個人ごとに算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(1人あたり)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{45,562円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等-33万円) × 8.33} \\ \hline \end{array}$$

- 一人当たりの保険料の上限は50万円です。
- 総所得金額等とは総所得金額（公的年金等控除などを差し引いた額）と山林所得、土地の譲渡所得などの合計です。

◆ 保険料の軽減

平成21年度の保険料の軽減措置は、平成22年度以降も継続されます。

○【均等割額の軽減】

- 世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	4,556円	33万円以下 被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	6,834円	33万円以下
5割	22,781円	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)以下
2割	36,449円	33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします。

●【所得割額の軽減】

- 被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減の割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

●【被用者保険の被扶養者であった方の軽減】

- 後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注)同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得を申告されていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。

○お問い合わせ(後期高齢者医療担当) 本 庁 健康福祉課 国保係 ☎43-2116(直通)
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(直通)